

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療保険料の徴収(通知・特徴)に係る事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、後期高齢者医療保険料の徴収(通知・特徴)に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・後期高齢者医療保険料の徴収(通知・特徴)に関する事務ではシステムの保守について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及び静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料の徴収(通知・特徴)に係る事務
②事務の概要	後期高齢者保険料徴収事務のうち、高齢者の医療の確保に関する法律及び、地方税法その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を行う。 特定個人情報を次の事務で使用する。 ① 月初めの広域連合への所得情報の提供 ② 広域連合において決定された保険料賦課額を該当者に通知する ③ 広域連合への特別徴収者情報の提供及びデータ受入(毎月)
③システムの名称	後期高齢者医療事務支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 項番85
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市総務部税務課市民税係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には、複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスは、担当部署の所属職員に限られており、不必要な権限を付与しないことで目的外使用対策を行っている。また、IDカード及び静脈認証によってシステムへのログインを限定しており、適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 宇谷 尚浩	課長 小谷 勝政	事後	人事異動
平成29年4月2日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項	IDカード及びパスワードにより操作者を限定	IDカード及び静脈認証により操作者を限定	事後	セキュリティ強化のため
平成29年4月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 小谷 勝政	税務課長	事後	様式の変更によるもの
平成29年4月4日	IV リスク対策	(なし)	IV リスク対策項目の追加	事後	様式の変更によるもの
平成29年4月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者保険料徴収事務のうち、高齢者の医療の確保に関する法律及び住基法、地方税法その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例による地方税の徴収は地方税に関する調査に関する事務であり、特定個人情報に関する調査に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で使用する。 ① 月初めの広域連合への所得情報の提供 ② 過年度の所得変更等による過年度料額変更処理 ③ 国保連への特別徴収者情報の提供及びデータ受入(毎月)	後期高齢者保険料徴収事務のうち、高齢者の医療の確保に関する法律及び、地方税法その他の地方税に関する法律、これらの法律に基づく条例に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を行う。 特定個人情報を次の事務で使用する。 ① 月初めの広域連合への所得情報の提供 ② 広域連合において決定された保険料賦課額を該当者に通知する ③ 広域連合への特別徴収者情報の提供及びデータ受入(毎月)	事後	広域連合の名称記載等、概要の修正
平成29年4月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療事務支援システム	後期高齢者医療事務支援システム、中間サーバー	事後	使用可能システムの追加
平成29年4月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年5月21日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	評価時点の修正
平成29年4月8日	I 関連情報 1.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80、83の項 [情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の82の項	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80、83の項 [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の82の項	事後	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
平成29年4月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第一の16、59の項 ・別表第一省令第16条及び第46条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番85	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	